

経理の窓 3月号

平成22年3月1日号

ある保険代理店の担当者から、毎日の朝礼の3分間スピーチから選んだ葉書が、毎月、届きます。ほんのひとときですが、日常に追われいて、忘れていたことを思い出したりします。

法人: 1月決算法人の確定申告と納付

今月の税務

個人: 贈与税、所得税の確定申告と納付(15日まで)

消費税の確定申告と納付(31日まで)

e-taxを利用して確定申告をしてみました

先月号で、オンライン申請講習会が開催されていることをご紹介しましたが、実際に受講して、 e-taxを利用して、所得税の確定申告をしてみました。

《初めてe-taxを利用して確定申告する場合の準備や手順》

- ①必要なものを準備
 - ・電子証明書が記録された住民基本台帳カード (市区町村の窓口で発行されます。)
 - インターネットに接続されたパソコン
 - •e-taxに対応したICカードリーダライタ
- ② I Cカードリーダライタの設定
- ③利用者クライアントソフトのインストール
- ④e-taxの事前準備セットアップツールを準備
- ⑤開始届出 → 利用者識別番号等の通知 → 初期登録
- ②~⑤でe-taxが利用できるようになります。
- ⑥確定申告書の作成 → 送信 → 確定申告の終了

開始届出をすると、すぐに利用者識別番号等が通知されるので、その後に初期登録をすれば、e-taxが利用して確定申告が、できるようになります。

確定申告書の作成は、あらかじめ下書き等の準備や計算、市販の確定申告ソフトなどで申告書を 作成しておくと、入力が楽になると思います。

e-taxを利用するメリットは、確定申告書の郵送等が不要になりますし、添付書類の情報を入力することにより、源泉徴収票や医療費等の領収書等の提出や提示を省略することができます。

添付書類の省略等の確認は、申告書等送信票(兼送付書)によりますが、添付書類の提出が、必要な場合もあります。

時間や手間、コストはどうかということですが、給与所得の方が、年末調整は終了していて、医療 費控除や寄付金控除等を受けたい場合は、比較的入力も少なくて済みます。還付金も早く支払われ るようですし、添付書類の省略もあるとなれば、利用するメリットは、あると思います。

事業所得の申告をされる方は、青色申告決算書や収支内訳書を入力しなければなりませんので、市販の確定申告ソフトにe-taxに対応した機能があるものを活用されると、入力の手間が省けますが、e-taxに対応した機能のライセンスの購入が必要であったり、専用のソフトを別途購入の必要があったりします。印刷(記入)して、提出するほうが、簡単という場合もあると思います。繰越損失がある場合や減価償却の方法などによって、国税庁の確定申告書作成コーナーからe-taxを利用して確定申告をできない場合もあります。この場合も、印刷して提出することになります。

国税庁の確定申告書作成コーナーからe-taxを利用するために、かかった費用ですが四街道市の場合、住民基本台帳カード発行手数料が、500円、千葉県知事の電子証明書の手数料が、500円、ICカードリーダライタは、量販店の通販サイトで、1,480円、合計で2,480円でした。平成22年まで、1回限り5,000円の電子証明書等特別控除を適用することができます。

電子証明書のついた住民基本台帳カードとICカードリーダライタがあれば、e-Govを利用して、 年金照会の利用もできます。申込日現在50歳以上の方は、年金加入記録照会のほかに、年金見込額 試算の申込をインターネットを通じて行うことができます。こちらも、後日、体験してみたいと 思います。

